

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年2月26日)

〔件 名〕

- 1 鳥取市内及び県西部での風力発電事業に係る方法書手続について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 一般社団法人 鳥取県太陽光発電サポート協会の設立について  
(環境立県推進課)・・・5
- 3 下水道経営の今後のあり方検討のための研修会の実施について  
(水・大気環境課)・・・6
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について  
(循環型社会推進課)・・・別冊
- 5 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催地決定について  
(緑豊かな自然課)・・・7
- 6 第3回「山の日」記念全国大会in鳥取関連事業「誰もが楽しめる『とっとりの山』シンポジウム」の開催結果等について  
(「山の日」大会推進課)・・・8
- 7 鳥取県民泊制度活用ガイドラインの策定について  
(くらしの安心推進課)・・・10
- 8 「平成30年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について  
(くらしの安心推進課)・・・12
- 9 【鳥取県中部地震】被災者住宅再建支援金に係る申請期間等の延長について  
(住まいまちづくり課)・・・17
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住まいまちづくり課)・・・18

生活環境部



## 鳥取市内及び県西部での風力発電事業に係る方法書手続について

平成30年2月26日  
環境立県推進課

鳥取市内及び県西部で風力発電事業を計画している事業者から、2月8日付けで環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出（2案件）があったので、その概要を報告する。

### 1 提出された方法書について

#### (1) 事業者

合同会社 NWE-09 インベストメント（東京都港区虎ノ門4-1-28）

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン

#### (2) 事業の概要

##### <事業A>

事業名称：(仮称) 鳥取風力発電事業

内 容：鳥取市内（湖山池より南側から河原町方面にかけての山地、別添図1参照）に風力発電所（出力：144,000kW/基数：32基（単機出力4,500kW程度））を設置する。

※配慮書時点…出力：最大160,000kW/基数：36基程度

##### <事業B>

事業名称：(仮称) 鳥取西部風力発電事業

内 容：県西部（伯耆南部の山間地及びその周辺、別添図2参照）に風力発電所（出力：144,000kW/基数：32基（単機出力4,500kW程度））を設置する。

※配慮書時点…出力：最大160,000kW/基数：36基程度

#### (3) 手続きの経過

平成29年9月7日 事業者が県に配慮書を提出

11月8日 県が事業者に知事意見を発出

12月4日 経済産業省が事業者に大臣意見を発出

平成30年2月8日 事業者が県に方法書を提出

2月9日

～3月12日 事業者による方法書の縦覧、一般からの意見聴取（意見聴取は3月26日まで）

2月17日 事業Aの方法書説明会

2月18日 事業Bの方法書説明会（他に2月24日25日、3月2～4日）

（今後の予定）

3月5日 環境影響評価審査会（以降、複数回の審査会を開催し、厳正に審査）

6月下旬頃 知事意見の提出

#### (4) 対応について（事業A及びBに共通）

方法書に記載された、調査・予測・評価の方法等について、環境影響評価審査会の意見を聴取しながらその妥当性について審査を行い、必要な知事意見を発出する。

### 参考1 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続きである。
- ・今後の準備書段階でも、知事は事業者に対し経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

#### 【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査  
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

### 参考2 県内の風力発電の導入状況

- ・県内の風力発電（大型）の導入状況は59,100kW（41基）である。（平成30年2月現在）

【事業内容について】

名称：(仮称) 鳥取風力発電事業

事業者：合同会社 NWE-09 インベストメント (東京都港区虎ノ門4-1-28)

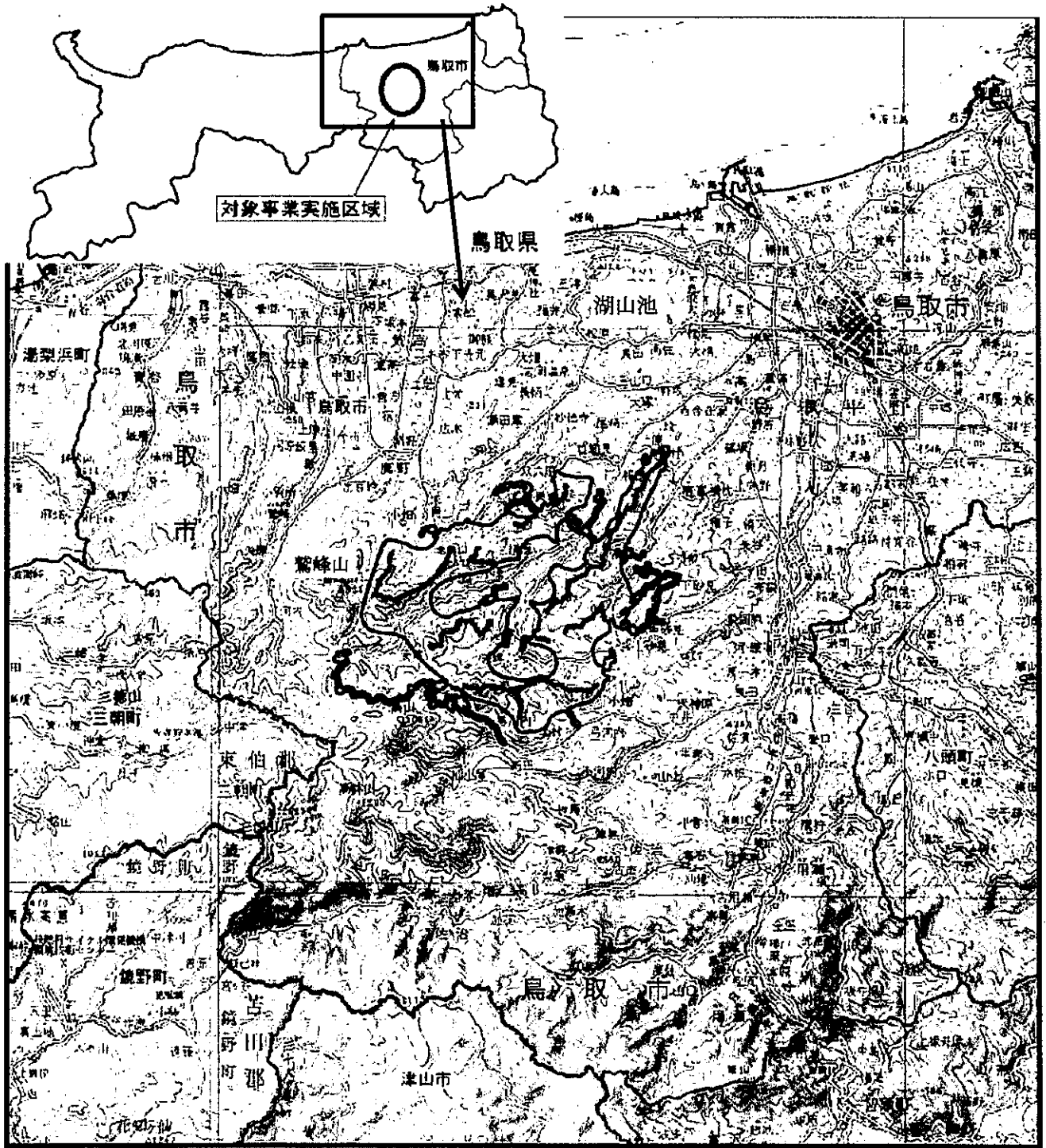
種類：風力発電所(陸上)の設置の事業

出力：最大 144,000kW

基数：最大 32 基 (1 基あたり 4,500kW 級を想定)

事業区域：鳥取県鳥取市 (下記の箇所)

図1：事業A



- 対象事業実施区域
- 風力発電機の設置予定範囲

【事業内容について】

図2：事業B

名称：(仮称) 鳥取西部風力発電事業

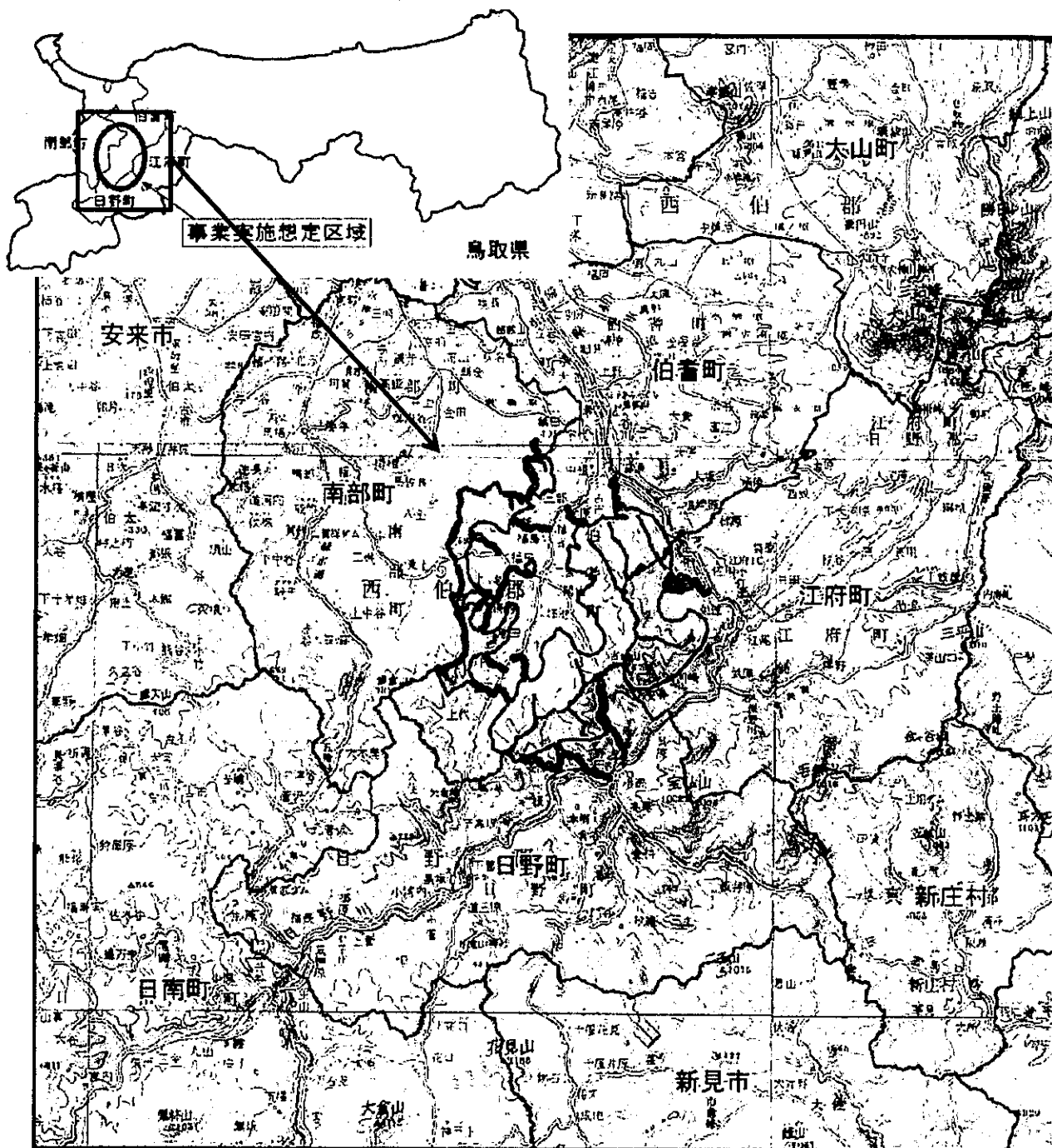
事業者：合同会社 NWE・09 インベストメント (東京都港区虎ノ門4-1-28)

種類：風力発電所(陸上)の設置の事業

出力：最大144,000kW

基数：最大32基(1基あたり4,500kW級を想定)

事業区域：鳥取県伯耆町、江府町、日野町、南部町(下記の箇所)



- 対象事業実施区域
- 風力発電機の設置予定範囲

## 事業に係る公告縦覧及び説明会の開催等に係る状況

事業者は次のとおり、方法書の縦覧及び説明会を実施している。(予定を含む)

## ◆事業A：(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書

## ○縦覧場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課 (鳥取市東町一丁目 220)  
 鳥取県東部生活環境事務所 (鳥取市立川町六丁目 176)  
 鳥取市役所本庁舎 (鳥取市尚徳町 116)  
 鳥取市鹿野町総合支所 (鳥取市鹿野町鹿野 1517)  
 鳥取市河原町総合支所 (鳥取市河原町渡一木 277)

## ○方法書説明会

とりぎん文化会館 (鳥取市尚徳町 101-5) 2月17日(土) 19時00分より

## ◆事業B：(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書

## ○縦覧場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課 (鳥取市東町一丁目 220)  
 鳥取県西部総合事務所生活環境局 (米子市糺町1丁目 160)  
 鳥取県西部総合事務所日野振興センター (日野町根雨 140-1)  
 伯耆町役場本庁舎 (伯耆町吉長 37番地 3)  
 伯耆町役場溝口分庁舎 (伯耆町溝口 647)  
 江府町役場本庁舎 (江府町大字江尾 475)  
 江府町役場山村開発センター (江府町江尾 502)  
 江府町立図書館 (江府町江尾 1944-2)  
 日野町役場本庁舎 (日野町根雨 101番地)  
 日野町役場黒坂支所 (日野町黒坂 1243-1)  
 南部町役場法勝寺庁舎 (南部町法勝寺 377-1)  
 南部町役場天萬庁舎 (南部町天萬 558)

## ○方法書説明会

伯耆町立溝口公民館 (伯耆町溝口 652-1)	2月18日(日) 13時30分より
日野町山村開発センター (日野町根雨 101)	2月24日(土) 13時30分より
江府町防災・情報センター (江府町江尾 1944-2)	2月25日(日) 14時00分より
馬佐良公民館 (南部町馬佐良 346-1)	3月2日(金) 19時00分より
東長田青年の家 (南部町中 223-1)	3月3日(土) 13時30分より
南部町総合福祉センターいこい荘 (南部町浅井 938)	3月4日(日) 13時30分より

## ◆共通事項

○縦覧期間：平成30年2月9日(金)から3月12日(月)まで

○電子縦覧：<http://nwe-09-wind.co.jp/>

## ○意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見があるときは、必要事項を記載し、事業者に書面で提出することができる。

- ・必要事項：住所／氏名／意見(意見の理由を含む)
- ・意見期間：平成30年3月26日(月)(当日消印有効)まで
- ・提出方法：縦覧場所に備付けの意見書箱に投函、又は事業者(問合せ先参照)に郵送する

## ○問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14階  
 日本風力エネルギー株式会社(担当：高山/電話：03-6452-9693)

# 一般社団法人 鳥取県太陽光発電サポート協会の設立について

平成30年2月26日  
環境立県推進課

平成30年2月20日に、太陽光発電設備の保守点検を支援する「一般社団法人 鳥取県太陽光発電サポート協会」の設立総会が開催されたので、その概要を報告する。

## 1 設立の背景

- 太陽光発電は、平成21年に住宅用(10kW未満)の余剰売電買取制度、平成24年に事業用(10kW以上)を含めた固定価格買取制度が始まったことにより、飛躍的に増加した。
- その後、太陽光発電設備の安全性の確保や発電能力維持対策が不十分であると言った指摘、また、防災・環境上の懸念等をめぐる地域住民との関係悪化等、様々な問題が顕在化してきたため、平成29年4月の固定価格買取制度の見直しに伴い、規模を問わず発電設備設置者に保守点検が義務付けられた。
- 本県においても、太陽光発電設備の保守点検に係る支援体制の構築が必要なことから、資源エネルギー庁の事業を活用し、保守点検事業者向けの研修や住宅用太陽光発電設備設置者(県民)へのアンケート調査等を行うとともに、保守点検事業者等と連携して協会の設立に向け検討を重ねてきた。

【参考】設置者(県民)アンケートの結果(平成29年12月19日～平成30年1月15日実施)

- (1) 回答数 586名/1,200名(回収率48.8%)
- (2) 状況 保守点検義務付けを知っていた方は17.9%、これまで業者の保守点検を受けたことのある方は11.3%
- (3) 主な意見
  - ・改正内容について：制度の内容がわからない/どうしたらいいかわからない
  - ・相談先について：保守点検事業者から一度も連絡はない/困ったときの身近な相談機関はどこか
  - ・費用について：保守点検にかかる費用を抑えたい
  - ・制度解説について：国の資料がわかりづらい/講演等でわかりやすく説明してほしい

## 2 一般社団法人 鳥取県太陽光発電サポート協会の概要

- (1) 会長 牧野 健治(株式会社エナテクスサービス 取締役)
- (2) 所在地 鳥取県鳥取市緑ヶ丘三丁目14番地5(鳥取県板金工業組合内)
- (3) 会員
  - ・正会員(協会の目的に賛同して入会した個人又は団体)
  - ・賛助会員(協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体)
  - ・特別会員(協会の事業を専門的知見により支援するため入会した個人又は団体)

※ 太陽光発電システム取扱事業者の他、市民団体、電力会社、発電事業者等に参画を呼びかけている。
- (4) 活動内容

太陽光発電設備の保守点検に関係する個人及び団体が相互に連携し、太陽光発電設備に対する適切な保守管理を行うことで、長期にわたり安定的に太陽光発電を継続し、分散型エネルギー社会の構築に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

  - ・太陽光発電設備の保守点検の相談、事業者派遣に関する事業
  - ・太陽光発電設備の保守点検の実態調査、情報発信等に関する事業
  - ・会員の技術・知識の習得及び向上に関する事業
  - ・会員相互の情報交換に関する事業
  - ・その他関連する事業
- (5) 設立総会
  - ・日時 平成30年2月20日(火) 14時～
  - ・場所 国際ファミリープラザ(米子市)
  - ・参加者 太陽光発電設備取扱事業者、市民団体、点検機器メーカー、有識者等

※ 併せて、太陽光発電アフターメンテナンス協会(福岡を中心に太陽光発電の保守点検を行う事業者が連携して設備の安全管理を支援)の宗貞代表理事の講演を実施した。

## 3 県の取組

県では、同協会による以下の取組への支援等を行う。

- ・太陽光発電設備設置者に対して、発電状況の確認や保守点検の実施等の必要性を普及啓発する。
- ・平成31年11月以降、電力会社による電力買取義務が終了する設備が発生するため、これらの有効活用(地域新電力への売電、蓄電池を設置した自家消費等)について、設置者の相談に応じる。

## 下水道経営の今後のあり方検討のための研修会の実施について

平成30年2月26日  
水・大気環境課

持続可能な経営の確保に向けて、下水道事業の広域化・共同化、民間活用等について考える契機とするため、各下水道管理者を対象に研修会・意見交換会を開催したので、その概要を報告する。

### <下水道事業の状況>

・下水道事業は、本県も含め全国的に、人口減少による受益者の減少、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大、後継者の育成不足等様々な問題を抱えており、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが課題となっている。

### <開催の背景>

・下水道法の改正(平成27年度)により、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」として協議会を設けることができる制度が創設された。

・平成30年度から、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の交付にあたっては、広域化の推進の検討、民間活用の導入の検討を進めることなどが要件化された。

→(国が求める具体的交付要件)

・平成30年度早期に管内全市町村等が参加する検討体制を構築すること。

・全ての都道府県で平成34年度までに「広域化・共同化計画」を策定すること。

・政府の未来投資戦略の重点分野として、下水道事業についても官民連携の推進を図ることとされ、全国的には公共施設等運営(コンセッション)方式の導入など多様な管理形態の事例も見られ始めた。

### <研修会の概要>

#### 1 開催日等

日 時：平成30年2月6日(火) 10時～

場 所：鳥取県天神浄化センター(東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517)

出席者：各下水道事業管理者等 47名

講 師：国土交通省 下水道企画課

#### 2 内容

(1) 国土交通省担当職員を招き、全国の具体事例を交えて、広域化等に向けた意識の醸成を図った。

・下水道事業の課題、官民連携、処理場の包括的民間委託、管路の包括的民間委託、汚泥の有効利用事業、コンセッション方式などの具体事例を紹介した。

・広域化、共同化に関する県外市町村の具体事例を紹介した。

(2) 各下水道事業者の施設管理の現状認識、今後の広域化や官民連携の可能性について意見交換を行った。

### 【今後の進め方等】

○各下水道管理者とも、人口減少による収入減、専門知識を持つ職員の不足、管理委託コストの低減など共通の課題を有しているが、当面はそれぞれの市町村内での処理施設の統合を課題としている。

○将来に向けた対策が必要と認識しているが、市町村域を超える取組を検討するかどうかは首長の政治判断が大きいと考えている。

○今後も、県と下水道管理者で研究会や意見交換会を継続し、特に「広域化・共同化等」に向けて、流域単位等で具体の課題や可能性を協議・検討していくこと等を提案しながら進めたい。

○協議・検討の進捗が進み、具体化できるような案件が出てきた段階で、下水道法で定める協議会を設立することも視野に入れる。

※ <下水道法で定める協議会(下水道法第31条の4)>

・複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会。

・下水道管理者のほか、国、公社、下水道事業団も参画可能。



## 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催地決定について

平成30年2月26日  
緑豊かな自然課

○国土交通省へ申請及び誘致活動をしてきた「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」(平成31年度開催)の開催地が、2月15日付けで鳥取市に決定した。

→これを受け、2月16日(金)に県庁本庁舎1階ロビーで、知事及び鳥取市長による横断幕除幕式を行った。  
→テレビや新聞による報道も行われ、「つどい」の鳥取市開催についてPRすることができた。

○今後、「つどい」の開催に向けて、鳥取市と連携・協力しながら、機運醸成を図るとともに、全国から関係者を迎える準備を進める。

### <第30回全国『みどりの愛護』のつどい>について

#### (1) 「つどい」の趣旨

「みどりの日」(5月4日)の制定趣旨を踏まえて、平素から緑の保全育成に携わっている全国の公園緑地の愛護団体等の関係者が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進する。

※「みどりの日」…「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」ことを趣旨とし、平成元年に制定され、平成17年に4月29日から5月4日に改正された。

#### (2) 本県誘致の背景

- ・「全国都市緑化とっとりフェア(平成25年度)」を契機に、鳥取市内を中心に新しい造園の技法が広がるなど、緑を愛護し推進する活動が進んでいる。
- ・この取組の更なる拡大を図るため、鳥取の緑を愛する心を育むとともに、「みどりの日」(5月4日)制定趣旨のもと、鳥取市政130周年の節目の年に、全国から緑を愛する活動団体を迎え、緑豊かなふるさとである本県の素晴らしさを広く全国に発信する。

#### (3) 「つどい」の催事概要(予定)

- ①主 催 第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会(国土交通省、鳥取県、鳥取市等で構成)
- ②開 催 日 平成31年度の「みどりの月間(4月15日から5月14日まで)」のうち1日  
※近年の実績としては、5月末から6月上旬までのいずれかに開催されている。
- ③会 場 コカ・コーラウエストスポーツパーク(鳥取県立布勢総合運動公園)
- ④内 容 ■式典
- ・「みどりの愛護」活動事例紹介
  - ・「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰
  - ・全国「みどりの愛護」のつどい記念都市緑化功労者知事表彰
  - ・誓いの言葉
- 記念植樹
- ⑤参 加 者 約1,500名(全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員他)

### <近年の開催状況>

開催年	開催県(開催市)	会場	開催日
平成28年(第27回大会)	千葉県(柏市)	千葉県立柏の葉公園	平成28年6月12日(日)
平成29年(第28回大会)	石川県(金沢市)	兼六園周辺文化の森	平成29年6月10日(土)
平成30年(第29回大会)	滋賀県(長浜市)	琵琶湖湖岸(長浜)緑地	平成30年5月26日(土)

#### (4) 今後のスケジュール(予定)

- ・平成30年 春 実施に向けた事務局新設  
実施本部設置
- 秋以降 実行委員会の立ち上げ及び第1回実行委員会の開催  
式典等の企画運営委託プロポーザル実施及び概要決定
- ・平成31年 2月頃 第30回「全国『みどりの愛護』のつどい」開催日決定
- 春 第30回「全国『みどりの愛護』のつどい」開催

#### (5) 機運醸成に向けた取組(案) ※関連予算提案中

- ・各市町村をリレーするコンテナガーデンづくり「市町村リレー緑化講座」の実施
- ・ととりの緑シンポジウムの開催
- ・全国都市緑化やまぐちフェア(平成30年9月～11月)への庭園出展 ほか



開催地決定を受けて実施した横断幕除幕式



平成29年度の石川大会での式典及び記念植樹





第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取関連事業  
「誰もが楽しめる『とっとりの山』シンポジウム」の開催結果等について



平成30年2月26日  
「山の日」大会推進課

本年8月10日(金)、11日(土・祝)に本県で開催する「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」関連事業として、「誰もが楽しめる『とっとりの山』シンポジウム」を開催したので、その他大会のPR状況を含め、その概要を報告する。

1 シンポジウム開催結果

- (1) 目的 身近な山や地元の自然を誰もが楽しめる環境づくりを目指して、障がい者・外国人・高齢者などの実情やニーズへの理解を深めるとともに、必要な環境整備やおもてなし等について本県が先進的に取り組んでいききっかけとする。
- (2) 日時 平成30年2月11日(日・祝) 午後2時から4時30分
- (3) 会場 米子コンベンションセンター 国際会議室(米子市末広町294)
- (4) 参加者 山岳関係者、福祉関係者、観光関係者、行政職員、一般参加者等(約250名)
- (5) 開催内容

①基調講演

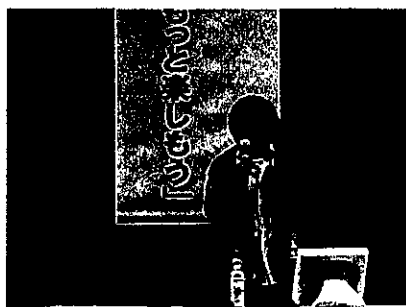
- 演題：大切なのは、「絶対にやるんだ!」という心です。
- 講師：冒険家 風間 深志(かざま しんじ)氏
- 内容：冒険家として世界を渡り歩き、レース中の事故で障がいを負ってもなお様々な挑戦を続けるとともに、障がい者のスポーツ活動支援等を行ってきた経験に基づいて、夢の実現や冒険、世界のユニバーサルツーリズムの実情や楽しみ方などを講演いただいた。

②パネルディスカッション

- テーマ：誰もが「とっとりの山」をもっと楽しもう
  - コーディネーター：(一財)全国山の日協議会事務局長 手塚 友恵(てづか ともえ)氏
  - パネリスト(6名)
    - ・冒険家 風間 深志氏
    - ・環境省大山隠岐国立公園管理事務所 中山 直樹(なかやま なおき)氏
    - ・(一社)山陰インバウンド機構 代表理事 福井 善朗(ふくい よしろう)氏
    - ・(一社)智頭町観光協会森林セラピー基地マネージャー 岡垣 祐子(おかがき ゆうこ)氏
    - ・松江/山陰バリアフリーツアーセンター長 川瀬 篤志(かわせ あつし)氏
    - ・株式会社モンベル広報部部長代理 佐藤 和志(さとう かずし)氏
  - 内容：本県の山や自然を楽しむための取組状況等を紹介するとともに、各パネリストから多くの提言をいただいた。
- <主な提言>
- ・とっとりの山に来て良かった、もう一度来たいと思わせる体験を提供できることが必要。
  - ・旅の記憶は人の記憶であり、山で登山者同士が行う自然なあいさつやいたわりの声かけを街中에서도行ってほしい。
  - ・外国人旅行者に来てもらうためには自然だけでなく歴史・文化を感じられるプログラムを準備することが必要。

③登山グッズ・装具等の展示

高齢者、障がい者等の登山、アクティビティに役立つグッズの展示(けん引式車イス補助装置、車イス用レインウェア)。



基調講演(風間深志氏)



パネルディスカッション



登山グッズ等の展示

## 2 その他大会のPR状況

### (1) 山鐘<sup>さんしやう</sup>リレーイベントの実施

大会の成功に向けた機運醸成を図るため、大会シンボルである「山鐘」を県内19市町村等にリレー形式で繋ぐリレーイベントを継続中である。

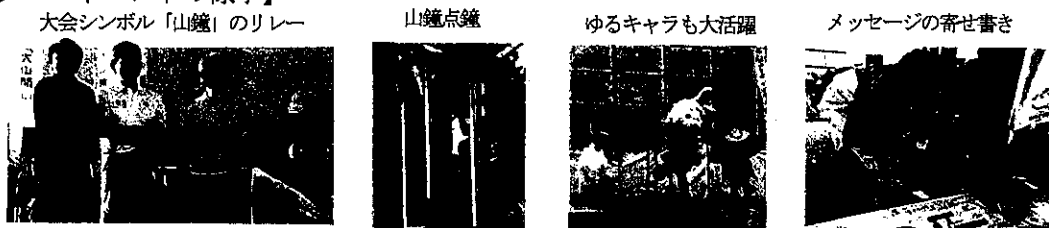
#### 【実施内容】

- ・ゆるキャラが率いるキャラバン隊による「山鐘」及び「山の日帽」の説明及び大会PR。
- ・リレーイベント実施市町村の長等から次期実施市町村の長等へ「山鐘」の引渡し、山鐘点鐘。
- ・会場内に「山の日」のぼりへの「寄せ書きブース」を設置し、参加者の「山への思い」を集める。  
※ 集まったメッセージは、全国大会の会場で展示する予定。

#### 【実施状況】(平成29年9月～平成30年2月)

米子市・大山町→若桜町→岩美町→八頭町→智頭町→鳥取市→江府町→境港市→日南町  
→南部町→湯梨浜町(計10回)

#### 【リレーイベントの様子】



### (2) 大会ホームページ等の開設(平成30年2月7日開設)

#### ○ホームページ

大会概要や山鐘リレー、PRキャラバン隊の活動をお知らせするとともに、鳥取の山の魅力を広く発信している。(HPアドレス <http://mountainday-tottori.jp/>)



#### ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

フェイスブック、ツイッター、インスタグラムの3種でアカウントを取得し、それぞれのコンテンツの特性を活かしながら、HPとも連動した情報発信を行っている。

### (3) とっとりの山魅力発信「映像・写真パネル・小冊子」の制作

#### ○映像(平成30年1月完成)

ドローン空撮による県内の主要な山の四季を通じたダイナミックな映像や大会テーマである「山を守る聖地・大山」の自然保護活動の取組を収めた啓発DVDを制作し、県内外でのPR等に活用する。

#### ○写真パネル(平成30年1月完成)

県内全域の代表的な山々の魅力が詰まった写真パネル31点を制作。特に、大会の会場となる大山は、一日の流れや四季、歴史・文化、自然保護など幅広い観点からのパネル展開とし、県内外でのPR等に活用する。

#### ○小冊子(平成30年2月完成予定)

県内の主要な山の解説や一般的な登山道の紹介などのコアな情報から、初心者向けの登山心得や土産品情報なども盛り込んだ読み応えのある一冊を制作し、県内外でのPRに活用する。

# 鳥取県民泊制度活用ガイドラインの策定について

平成30年2月26日  
くらしの安心推進課  
観光戦略課

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることを踏まえ、本県の民泊活用に向けた制度のあり方及び施策等について旅館ホテル業、不動産業、民泊実施者等で構成する鳥取県民泊活用検討会において検討を行っているところであり、その状況について報告する。

## 1 鳥取県民泊制度活用の方向性について

- 本県の民泊のあり方等について、市町村及び検討会委員に対し、条例による実施の制限の必要性及び民泊の活用の取組についてのアンケート（12月～1月）を行った。
- 結果は、実施の制限に関する条例については、「現時点での条例制限は必要ないが、法施行後に問題が認められれば、条例規制について検討を行うこと」が大多数であり、この方針について第2回鳥取県民泊活用検討会（1月26日開催）に提案、了承された。
- アンケート結果では「民泊でのトラブル発生を懸念」する意見もあったことから、「県として民泊に対するガイドラインを策定し、適正な事業実施を確保すること」とし、ガイドライン（素案）を提案したところ、その方向性について了承され、3月中に第3回検討会を開催しガイドラインの成案を取りまとめることにしている。

## 2 鳥取県民泊制度活用ガイドライン（素案）の概要

### (1) 民泊に係る基本的な考え方

民泊を「まちなか民泊」と「交流型民泊」に区分し、タイプ別に県の対応方針等を設定する。

#### まちなか民泊

マンション・アパートの空き室、空き家の活用を目的とし、主に都市計画区域で行われる家主不在型の民泊をいう。

#### 交流型民泊

ホストとの交流や、文化・暮らしの体験など、地域とのふれあいを楽しむことを目的とし、主に農山漁村部で行われる民泊をいう。（例：田舎体験、家業体験、農泊、教育旅行）

### (2) 本県の対応方針

- ・都市部における民泊では、地域住民とのトラブル発生等様々な問題の発生が懸念されるため、「まちなか民泊」に対して重点的に指導監督を行っていく。
- ・「交流型民泊」は、本県の魅力を打ち出し、県内観光業全体の質を高め、地域の活力づくりにも効果が見込まれるため、積極的に推進していく必要がある。

### (3) 指導監督体制

#### ①立入検査

- ・「まちなか民泊」については、重点的に立入検査を実施する。（届出受理時及び年2回）
- ・「交流型民泊」については、苦情等の発生時にのみ立入検査を実施する。

#### ②無届行為の把握

- ・定期的にインターネットパトロールを実施することにより、無届営業者の探知を行う。

#### ③事業者の公表

- ・住宅宿泊事業者の届出番号及び住所等をホームページで公表する。

#### ④専用相談窓口の設置

- ・国が設置するコールセンターとは別に、県独自の苦情相談窓口を設置する。

東部地区	東部生活環境事務所（4/1～鳥取市保健所）
中部地区	中部総合事務所（生活環境局）
西部地区	西部総合事務所（生活環境局）

### (4) 支援体制

「交流型民泊」を推進していくため、以下により支援する。

#### ①補助金による支援

- ・特徴ある宿泊を提供する民泊事業者、民泊推進団体等に対して、施設整備や観光素材の磨き上げに要する経費を支援する。

②届出等の手続サポート

- ・民泊を実施するために必要な様々な法令手続（旅館業法、住宅宿泊事業法、建築基準法、消防法、食品衛生法等）及び補助金の申請に関して、ワンストップで相談できる窓口（（3）④県独自の苦情相談窓口と同じ）を設ける。

【参考】第2回鳥取県民泊活用検討会での主な意見

- ・民泊タイプは、家主等が常駐するか否かで区分し、さらに、常駐型で交流するタイプであれば支援するのが筋ではないか。
- ・周辺住民の不安解消には、民泊が行われることを周辺住民が知っていることが大事ではないか。
- ・民泊支援補助金については、悪意ある人を排除できるような仕組みが必要ではないか。

【鳥取県民泊活用検討会委員】

氏名	所属等	備考
山下 博樹（委員長）	鳥取大学地域学部地域政策学科教授	
山本 潤一	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長（旅館業）	
中島 伸之	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長（旅館業）	
安養寺 亨	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事（ホテル業）	
山根 卓也	（公社）鳥取県宅地建物取引業協会理事	
丹波 恭子	（公社）全日本不動産協会鳥取県本部本部長	
藤原 俊文	五しの里さじ地域協議会会長	
松本 佳代子	（一社）鳥取中部観光推進機構事務局員	
原 麻美	解放 Guest House 勝造オーナー	
村上 誘子	公募委員、元鳥取市自治連合会理事	

3 今後の予定

時期	内容
3月9日	第3回鳥取県民泊活用検討会（最終回）の開催 ・民泊制度活用ガイドライン（素案）の最終とりまとめ ・民泊の活用施策の最終とりまとめ
3月15日	事前届出開始（準備行為）
3月20日	常任委員会で報告 ・民泊制度活用ガイドライン及び民泊の活用施策
6月15日	住宅宿泊事業法の施行

## 「平成30年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

平成30年2月26日  
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、平成30年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

### 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成30年2月9日（金）から3月5日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

### 2 計画（案）の概要

#### (1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

##### ア [変更] 監視指導等の対象地域

・鳥取市中核市移行に伴い、鳥取市保健所が管轄する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町を除く。

##### イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施

##### ・[強化] 食品表示指導

食品製造業者等に対し、食品表示法の経過措置（食品表示法施行（H27.4）前の表示でも流通可能とする措置）終了（平成32年3月）までに、新基準（添加物区分の明確化、アレルギー物質の記載方法の変更、栄養成分表示の記載義務化等）に基づく表示が確実に実施されるよう指導する。

##### ウ 食中毒予防対策

##### ・[強化] カンピロバクター食中毒対策

カンピロバクターによる食中毒は、県内でも飲食店を原因施設として年間3件程度発生しており、また、全国でも食中毒発生件数の30%に達し、減少傾向も認められないことから、鶏肉は加熱調理が必要であることを飲食店に確実に伝達するため、食鳥処理業者、卸売業者等に対し、「加熱用」の表示等を行うよう指導する。

・寄生虫（アニサキス・クドア）による食中毒の予防啓発等

・自然毒（毒キノコ・フグ毒）による食中毒の予防

##### エ 食中毒細菌迅速検査法の活用

#### (2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進

現在、国においてHACCPによる衛生管理の義務化が検討されていることを踏まえ、県内事業者へのHACCP導入の一層の促進を図る。

##### ア 条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定

##### イ 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援

##### ウ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上

#### (3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発

##### ア 消費者に対するリスクコミュニケーションの実施

・消費者へ食品衛生に関する正しい知識を普及啓発するため、専門家を講師として講演会又は施設見学等を実施する。

##### イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）

##### ウ 消費者へのHACCPの普及啓発

### 3 今後のスケジュール

平成30年3月5日まで	パブリックコメント実施
3月中旬	鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討
20日	常任委員会において結果報告
下旬	策定・公表

応募期限 3月5日(月)必着

# 平成30年度 鳥取県食品衛生監視指導計画（案）について ご意見をお寄せください。

鳥取県では、この度「平成30年度食品衛生監視指導計画」の策定を予定してします。  
この計画は、県内に流通する食品等の検査や食品取扱施設の監視指導の実施、食品取扱事業者の自主衛生管理の推進及び消費者に対する食品衛生の啓発等の方法を定め、これを実施することにより、食品の安全確保を図るためのものです。

## 鳥取県食品衛生監視指導計画（案）

### 1 保健所（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

- ①流通食品の収去検査（抜取り検査）の実施
- ②食品事業者等への監視指導の実施
- ③重点的に取り組む内容
  - ・食品表示に関する監視指導  
食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法に基づく表示指導を行う。
  - ・食中毒予防対策の強化  
カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒（ふぐ・きのこ）、寄生虫（アニサキス等）の予防対策を重点的に行う。
  - ・重点的に監視指導を行う施設  
大量調理施設（旅館・ホテル、給食施設等）、野生鳥獣肉処理施設、食品衛生法違反施設等の監視指導を強化する。



### 2 食品取扱事業者の自主衛生管理の推進

- ①HACCP（ハサップ）の普及・推進
  - ②鳥取県HACCP適合施設（県版HACCP）認定制度の周知・普及
  - ③食品衛生管理を行う者の養成及び資質向上
- ※HACCP・・・国際的に推奨されている食品製造工程における衛生管理手法。



鳥取県 HACCP 適合施設で製造された食品に表示できるマーク

### 3 消費者に対する食品衛生の普及啓発

- ①食中毒予防の啓発
- ②リスクコミュニケーション（食品衛生に関する情報提供・意見交換）の実施

#### 【計画（案）の閲覧方法】

鳥取県くらしの安心推進課のホームページでダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。  
ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/862751.htm>

#### 【応募方法】

様式は自由です。このチラシの裏面もご利用ください。  
電子メール、郵送、ファクシミリでお寄せいただくか、上記の機関に設置してある意見箱への投函及び各市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

#### 【結果の公表】

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

#### 【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課  
郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）  
電 話：0857-26-7284 ファクシミリ：0857-26-8171  
電子メール：kurashi@pref.tottori.lg.jp

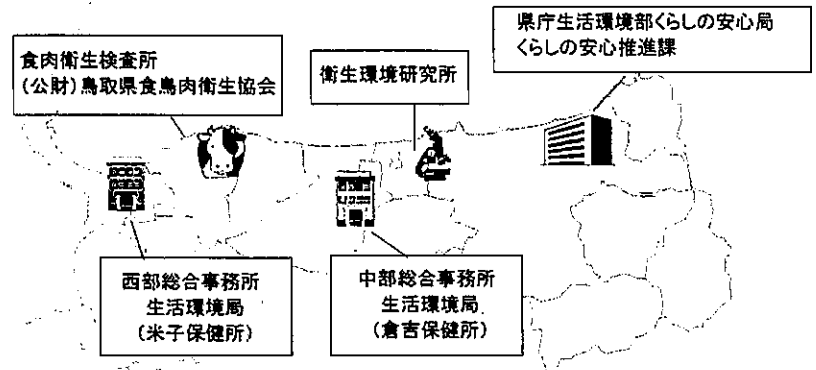
## 平成30年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成30年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

### 1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



### 2 監視指導の内容

#### (1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

#### (2) 食中毒予防対策の強化

- 平成28年及び平成29年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

##### ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

##### イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱等について監視指導・啓発を行います。

##### ウ 自然毒(毒キノコやフグ毒)食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くなっており、予防啓発を強化します。

##### エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年から29年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、注意喚起を強化します。

#### (3) 食中毒細菌迅速検査法の活用

- 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を活用して食中毒事件の原因究明調査を行います。この検査法を活用することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H28	H29
ノロウイルス	5	-
寄生虫(アニサキス)	2	7
カンピロバクター	3	3
黄色ブドウ球菌	-	1
腸炎ビブリオ	-	1
動物性自然毒	1	3
植物性自然毒	1	-
不明	1	-
合計	13	15



### 3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

### 4 HACCP(ハサップ)の普及推進

- HACCPによる衛生管理を推進するため、鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の普及を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行い、HACCP に取り組む事業者の支援を行います。

### 5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

### 6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去2年(H28～H29)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
② 鳥取県HACCP適合施設	HACCPによる衛生管理が実施されているとして県が認定した施設(鳥取県HACCP適合施設)	1回/年	①HACCPによる衛生管理
③ 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
④ 生食用食肉等取扱施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
⑤ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

7 昨年度から削除された項目について

段落	事項
全体	鳥取市が中核市に移行することに伴い、東部生活環境事務所が所管していた業務を鳥取市保健所へ移管するため、県の監視指導計画から東部生活環境事務所を削除した。
第2 監視指導の実施体制等 4 試験研究実施機関等 (2) 衛生環境研究所における主な業務	諸外国での食品健康被害事例の収集・分析について衛生環境研究所で実施予定としていたが、国の研究機関において実施されていることから、諸外国での食品健康被害事例分析を削除した。
第2監視指導の実施体制等 4 関係部局(農林水産部局)との連携	水産課及び境港水産事務所等が行う、水産物卸売市場における衛生管理向上の取組への協力の項目の中で、水産物卸売市場だけでなく、その他の衛生管理向上の取組も含まれるため、水産物卸売市場を削除した。
第5 情報提供及び意見交換の実施 3 監視指導計画の実施状況の公表	夏期及び年末の重点監視指導の県としての結果は、国が取りまとめ公表するため、県の監視指導計画から削除した。

## 【鳥取県中部地震】被災者住宅再建支援金に係る申請期間等の延長について

平成30年2月26日  
住まいまちづくり課

平成30年2月13日に開催した鳥取県被災者住宅再建等支援制度運営協議会において、鳥取県中部地震に係る被災者住宅再建支援金の申請期間等の延長について議決を得たので、その概要を報告する。

### ■議決内容

半壊及び一部損壊被害に対する被災者住宅再建支援金について、申請期間を平成30年10月末まで、完了期間を平成31年10月末までに延長する。ただし延長要望のあった倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町及び伯耆町に限る。

※合わせて、被災者住宅修繕支援金（県単独事業）も、希望する市町村については申請期間の延長を行う。

### <参考1> 半壊、一部損壊被害に係る申請期間等の経緯について

#### ・申請期間

当 初：平成29年10月21日まで（中部地震発生から1年後）  
前回延長後：平成29年度末まで（平成29年10月17日開催の同協議会で議決）  
今回延長後：平成30年10月末まで

#### ・完了期間

当 初：平成30年10月21日まで（中部地震発生から2年後）  
今回延長後：平成31年10月末まで

### <参考2> 被災者住宅再建等総合支援事業の執行状況（平成30年1月末現在）

#### ・再建支援金

申請受付：3,283件、1,098,896千円（進捗率87.4%）  
→ 475件（12.6%）が未申請

#### ・修繕支援金

申請受付：9,666件、435,240千円（進捗率95.7%）  
→ 437件（4.3%）が未申請

（市町村別執行状況）

市町村		再建支援金			修繕支援金		
		全体見込み	申請受付	交付実績	全体見込み	申請受付	交付実績
倉吉市	件数	2,688	2,389	1,768	5,441	5,232	5,231
	金額	935,020	821,530	591,623	260,780	245,230	245,180
三朝町	件数	179	163	143	928	918	917
	金額	56,224	50,898	44,764	40,550	40,280	40,230
湯梨浜町	件数	291	263	202	1,313	1,290	1,290
	金額	84,590	81,275	59,706	54,650	53,800	53,800
琴浦町	件数	26	26	18	423	423	423
	金額	8,149	8,149	5,902	19,200	19,200	19,200
北栄町	件数	556	425	421	1,707	1,517	1,514
	金額	182,080	131,947	130,812	72,220	65,340	65,270
その他	件数	18	17	15	291	286	286
	金額	7,420	5,094	4,494	11,510	11,390	11,390
合計	件数(件)	3,758	3,283	2,567	10,103	9,666	9,661
	金額(千円)	1,273,485	1,098,896	837,303	458,910	435,240	435,070

進捗率		87.4%	68.3%		95.7%	95.6%
		(申請受付ベース)	(交付実績ベース)		(申請受付ベース)	(交付実績ベース)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年2月26日  
住まいまちづくり課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅ひばりが丘団地第四期住戸 改善工事(54-6棟)(建築) (28経済対策)	鳥取市 浜坂 六丁目	大和建設株式会社 取締役社長 由宇 正実	(当初契約額) 264,600,000円  (変更契約額) 264,828,960円	平成29年3月24日 ～平成30年2月28日  (変更なし)	(当初契約年月日) 平成29年3月23日  (変更契約日) 平成29年9月5日	(第1回変更)
	県営住宅永江団地第八期住戸改善 工事(55-1棟)(建築) (28経済対策)	米子市 永江	美保テクス株式会社 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 277,333,200円  (変更契約額) 236,520,000円	平成29年3月24日 ～平成30年3月26日  平成29年3月23日 ～平成30年2月28日	(当初契約年月日) 平成29年3月22日  (変更契約日) 平成29年9月5日	(第2回変更)
				(変更契約額) 237,107,520円  (変更契約額) 255,847,680円	(変更なし)	(変更契約日) 平成29年9月5日  (変更契約日) 平成30年2月21日	(第1回変更)  (第2回変更)